平成２４年（フ）第６５７号
北九州市八幡西区別当町３番23号
破産者　増根かずえ
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１１０号
大分県豊後大野市大野町両家867番地、開始決定時の住所大分県豊後大野市犬飼町田原623番地５
破産者　吉田久美子
1　決定年月日　平成25年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１７号
開始決定時の住所北海道上川郡東神楽町ひじり野北２条３丁目１番３号
破産者　大橋　秀雄
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５７号
秋田県横手市山内黒沢字蒲坂104番地１
破産者　佐々木昭三
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１９１３号
東京都江戸川区西篠崎２丁目15番２号　ハウスピア西篠崎201、破産手続開始決定時の住所埼玉県志木市本町２丁目18番71号
破産者　大野　康弘
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６４９号
さいたま市北区日進町２丁目1496番地１　アトレ大宮日進Ⅱ―204号
破産者　柴田　　仁
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４５１号
さいたま市南区太田窪５丁目７番５号　コーポ太田窪410
破産者　越後　二郎
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５００号
静岡県富士市岩淵1552番地の３
破産者　鈴木　利夫
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４７６号
静岡県焼津市中根新田1528番地の３
破産者　青野　　榮
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４７７号
静岡県焼津市中根新田1528番地の３
破産者　青野　貴祐
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８１５号
京都市中京区富小路押小路上る俵屋町193番地
破産者　田中　元行
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６０号
兵庫県明石市明南町２丁目６番24―103号、開始決定時の住所兵庫県明石市西明石町４丁目１番２号
破産者　クローバー商会こと　芦谷　由雄
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３７４号
奈良市右京五丁目９番地　平城右京団地34―501
破産者　岡崎　勝則
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第９６号
鳥取県鳥取市賀露町北３丁目７番11号　アルトピアーノ102号、開始決定時の住所鳥取県鳥取市田園町３丁目115番地
破産者　横田寿子こと　横田　道子
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１４号
鳥取県鳥取市田島638番地　トマトハイツ３号、開始決定時の住所鳥取県鳥取市雲山297番地10
破産者　谷口　智規
1　決定年月日　平成25年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

免責許可決定

平成２４年（フ）第３２号
大分県佐伯市鶴岡町３丁目３番45号　古川マンション201
破産者　狩生　一美
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第３３号
大分県佐伯市東町11番１号
破産者　金丸喜美雄
1　決定年月日　平成25年３月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係